しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱の一部改正について

島根県土木部土木総務課

改正の概要

1 補助対象事業の要件の変更

情報発信事業(別表 1 - 1)及び技能向上事業(別表 1 - 2)について、<u>事務負担を軽減し小規模事業者団体における制度利用の促進</u>を図るため、厚生労働省の人材確保等支援助成金の併用を必須とする条件を変更し、併用を可能とするに改める。

併用しない場合の補助率及び補助上限額は以下のとおりとする。

情報発信事業(別表1-1)

厚生労働省助成金の併用状況	併用する場合【変更なし】	併用しない場合【新設】
補助率	1/4以内	1/2以内
補助上限額	1,000千円以内	500千円以内
(参考)自己負担率	1 / 12	1/2

技能向上事業(別表1-2)

厚生労働省助成金の併用状況	併用する場合【変更なし】	併用しない場合【新設】
補助率	1/4以内	1/2以内
補助上限額	500千円以内	500千円以内
(参考)自己負担率	1 / 12	1/2

2 その他

様式の整備を行う。

施 行 日

令和5年4月1日から施行する。